

平成24年12月4日

中小企業等に対する年末金融の円滑化について

現下の世界経済の減速等による企業への影響が懸念されるなか、年末の資金需要期を迎え、中小企業をはじめとした企業金融等に関し、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっています。

つきましては、金融庁監督局長から各業界団体あてに、中小企業等に対する金融の円滑化について周知徹底の要請が行われておりますので、貴行（貴金庫、貴組合）におかれましても、要請を踏まえ、年末における中小企業の資金繰りに万全を期していただくとともに、外部機関と連携しつつコンサルティング機能を十分に発揮していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

上記に加え、東日本大震災の被災地においては、被災企業の資金繰りの安定及び被災地の復興に資するべく、他の地域より一層の円滑な資金供給を行い、金融の安定化かつ円滑化を図ることが求められています。このため、貴行（貴金庫、貴組合）におかれましては、被災地の事情を斟酌の上、丁寧かつきめ細やかな対応を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。